

平成27年度版

# 農業施策利用 ガイドブック



鳥取県農林水産部



編集：鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課

---

# 農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
新規就農	体験・研修	研修したい	県	鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業	○					(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として雇用した場合、研修経費を最大2年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	1
			県	市町村農業公社等就農研修支援事業			○			事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成の実践研修に係る経費を支援。	経営支援課 0857(26) 7261	2
	自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○					新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26) 7261	3
			国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(準備型)】	○					新規就農希望者(45歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26) 7261	4
			国	新規就農者総合支援事業【青年就農給付金(開始型)】	○					新規就農者(45歳未満)に対して最長5年間150万円/年の給付金を交付。	経営支援課 0857(26) 7261	5
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○					新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26) 7261	6
			県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○				認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援	経営支援課 0857(26) 7261	7
	雇用	新規に従業員を雇用したい	国・県	鳥取県版農の雇用支援事業【新規就業者早期育成支援事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行った場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	8
			県	鳥取県版農の雇用支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】					○	県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行った場合、研修経費を1年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	9
		県	鳥取県版農の雇用支援事業【農林水産コラボ研修支援事業】	○	○				農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26) 7261	10	
担い手	経営発展	プランを作ったって経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○			農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7589	11
		経営スキルを高めたい	県	とっとり農(あくり)アグリビジネス研修	○	○				意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7256	12
		法人化を考えたい	国・県	農業法人設立・経営力向上支援事業	○	○				農業経営の安定・発展を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組を支援。	経営支援課 0857(26) 7276	13
		施設・機械等を整備したい	国	経営体育成支援事業	○	○	○			地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26) 7258	14
企業参加	機械・施設を取得したい	県	アグリビジネス企業参加総合支援事業【鳥取県企業等農業参加促進支援事業】	○	○				企業等が農業へ新規参加する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26) 7258	15	
		農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○			農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26) 7269	16
		女性の経営参画	自立、経営参画したい	県	今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業	○	○	○		農林水産業へ従事する女性の経営参画を進めるため、女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境づくり等の取組を支援。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26) 7388	17

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
水田営農	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業						小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などを支援。	経営支援課 0857(26) 7258	18
	県産米振興	米の販路拡大を図りたい	県	鳥取県産きぬむすめ等販売拡大支援事業(担い手農家等販売対策支援事業)	○	○				意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取組や担い手農家等の所得向上、県産米の販売拡大を支援。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7280	19
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7280	20
果樹	新品種導入	新品種の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」「秋甘泉」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	21
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業(「輝太郎」特別対策事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	23
			県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(生産拡大事業)	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品目・品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	25
		国	果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業	○	○				産地計画に掲げた担い手が同計画で定められた振興品目・品種への改植を行う経費の一部を助成し、その面積に応じて未収益期間の補てん金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	27	
		機械を導入したい	県	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)	○	○	○			JA、生産組織、認定農業者等が共同利用組織やオペレーター体制を整備して、低コスト化や産地維持を図るのに必要な機械購入に係る経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	28
		新品種と二十世紀梨のリレー出荷をしたい	県	鳥取梨生産振興事業(二十世紀梨適熟出荷体制整備事業)				○		リレー出荷体制に取り組みJAや生産組織が8月下旬から9月下旬までの間に出荷した二十世紀梨の市場単価が2,750円/ケースを下回った場合に差額単価の一部を補てん。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	29
	野菜	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282
価格下落時の影響を緩和したい			国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	32
価格下落時の影響を緩和したい			県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業				○		作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7282	33
園芸	園芸品目の振興	機械、特産物、新品種・新技術等の導入	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○	○		産地づくりや特産物の育成、大規模稲作農家からの園芸品目への転換、加工業務用野菜の供給体制等の整備に必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7272	34
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監とつり農業戦略課 0857(26) 7589	35
共同施設	施設整備	共同利用施設を整備したい	国	強い農業づくり交付金(共同利用集出荷施設整備事業)				○	○	JA等が農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するために共同利用施設整備を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	36

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村			
酪農		自給飼料を増産したい	国・県	畜産飼料増産対策事業	○	○	○		自給飼料生産に必要な機械等への支援及び和牛放牧のための電気牧柵等への助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7291	37
		環境負荷を軽減したい	国	飼料生産型酪農経営支援事業	○	○			酪農家等が耕畜連携や放牧、無化学肥料又は無農薬栽培等の環境負荷軽減に配慮した取組を行う場合、取組面積に応じて奨励金を交付。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7291	38
		自給飼料の収穫作業等を委託したい	県	次世代につなぐ酪農支援事業【畜建連携自給飼料作モデル実証事業】			○		酪農家等が組織する農作業受託組織が飼料収穫作業等を県内の建設業者等に委託する場合、技術習得の研修費やほ場等の補修経費の一部を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7291	39
		牛舎等を整備したい	県	次世代につなぐ酪農支援事業【担い手施設整備対策事業】	○	○			概ね45歳未満の担い手酪農家等が、増頭のための牛舎の増改築や乳牛の導入または生産性向上のための整備に助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7291	40
		増頭したい	県	がんばる酪農支援事業【乳牛緊急増頭事業】	○	○	○		県内生乳生産量を維持拡大するため、大山乳業農協が基金を造成し、担い手農家の規模拡大を支援。(大山乳業農協が基金で乳牛を導入し、担い手農家に乳牛を無利子貸付)	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7291	41
畜産	和牛	全国和牛能力共進会に出品したい	県	第11回全共出品対策事業			○		平成29年に宮城県で開催される第11回全共に向けた出品牛づくりのための経費について助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7290	42
		能力の高い牛を導入したい	県	鳥取和牛振興総合対策事業(改良対策)	○	○	○		畜産農家がオレイン酸能力や産肉能力の高い雌牛や肥育素牛を導入する場合、導入経費の一部を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7829	43
		牛舎の整備や受精卵移植等を活用したい	県	鳥取和牛振興総合対策事業(増頭対策)	○	○	○		和牛の増頭や新規に繁殖和牛経営をはじめの場合、牛舎等の整備に助成し、また受精卵購入や移植への助成等を行い、和牛経営体質強化を図る。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7829	44
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○			牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7290	45
		肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用子牛価格安定対策事業	○	○			肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7290	46
		地どり	機械・施設を取得したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	○	○			鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831
豚		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	養豚経営安定対策事業	○	○			豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831	48
		ブランド豚を生産したい	県	ブランド豚生産拡大支援事業	○	○			ブランド豚の生産のための種豚導入や精液の購入経費を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7831	49
耕畜連携		堆肥施設がほしい	国	畜産高度化支援リース事業【堆肥保管施設整備リース事業】	○	○	○		畜産農家やJA等が耕種農家に販売する目的でたい肥の保管若しくは調整を行う場合、必要な施設等を貸し付ける。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7287	50
畜舎環境		暑熱対策をしたい	県	畜舎環境改善猛暑対策支援事業	○	○			肉用牛農家及び養豚農家が、暑熱対策のための機材を導入する場合に助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7288	51
衛生管理		HACCPを導入したい	県	農場HACCP推進事業	○	○			農場HACCP導入のための技術支援とHACCP認定に係る手数料を助成。	農業振興戦略監畜産課 0857(26) 7287	52

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	農業者等			
6次産業化	農家・加工グループの取組	食品加工に必要な機器を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	53
	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	54
	農林漁業者等の取組	機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	○	○	○		○	多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	55
加工	加工グループ	商品開発や販路開拓に取り組みたい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○		○			県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	56
		食品加工に必要な機器を取得したい	県	【再掲】もうかる6次化・農商工連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	53
	【再掲】農林漁業者等	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	【再掲】もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	54
	【再掲】農林漁業者等	機械・施設を取得したい	国	【再掲】鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	○	○	○		○	多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	55
他産業との連携	農商工連携	機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】					○	食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7807	58
		機械・施設を取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助金					○	県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	59
		研究開発や販路開拓したい	国・県	鳥取県農商工連携促進ファンド事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行い、又は農協等がそれら取組を支援する取組を行う場合、必要な経費の一部又は全部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	60
		研究開発や販路開拓したい	県	農商工連携研究開発支援事業	○	○	○		○	農林漁業者と中小企業者等が連携し、又は連携する意志を持って研究開発に必要な基礎的調査・情報収集・開発検討等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7836	61
	地域資源	研究開発や販路開拓したい	国・県	とっとり次世代・地域資源産業育成事業	○	○	○		○	中小企業者や農事組合法人等が本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用して新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	産業振興室 0857(26)7246	62
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業					○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路開拓・輸出促進課 0857(26)7828	63
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	県	「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金	○	○	○		○	県内で生産された農林水産物及び加工食品の輸出活動の促進を図るため実施する海外での市場調査活動や販売促進活動及び物流実験の費用の一部を助成。	販路開拓・輸出促進課 0857(26)7963	64



大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村			
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	○	○	○	※	有機JAS認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等で消費者交流及び市場調査の実施やグループで販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。※対象は生産から販売までを一体的に行うグループ(農協生産部等を除く)	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7649	65
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支援対策事業	○	○	○		販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	66
災害対策	農作物災害	農作物の被災等のため、運転資金等が借りたい	県	果樹等経営安定資金利子助成事業	○	○			果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば・茶)を栽培している農家が災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた場合、JA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	67
	気象災害	気象災害を防止する施設を整備したい	県	果樹等気象災害対策事業	○	○	○		梨、柿、茶及び市町村特認品目の生産安定と災害に強い産地づくりを図るため、防霜ファン、防霜散水施設、網掛け施設等の気象災害を防止する施設整備を行う経費の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	68
	共済加入	果樹共済に新規加入したい	県	果樹共済加入促進事業	○	○	○		果樹共済の加入促進を図るため、梨柿の果樹共済未加入者が新規加入した場合の共済掛金の一部を助成。	農業振興戦略監生産振興課 0857(26) 7414	69
	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7325	70
耕作放棄地対策	農地再生	耕作放棄地を再生したい	国・県	耕作放棄地再生推進事業			○		農業者等が耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地等)を行う場合、定額又はかかる経費の一部を助成。	経営支援課 0857(26) 7685	71
	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	72
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金			○		市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7326	73
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○		農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26) 7321	74
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業			○	○	市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7336	75
		保全活動に対する支援を受けたい	国	農地・水保全活動交付金事業			○		市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26) 7334	76
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	県	とっとり井手・ため池保全活動推進交付金			○		集落等が支援員やボランティアとの協働による地域活性化活動(農業用水路やため池等の農業生産基盤を保全する取組)を行う場合、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7336	77
		防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業	○	○	○		農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7323
【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業	○	○	○		暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26) 7325	70	

支援項目			国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
大項目	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金			○	○	市町村やJA等が地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	79	
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○		○	○	集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	80	
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業			○	○	買い物支援(移動販売車導入、運営費助成)、地域活性化支援(交流施設等整備)、地域資源型コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、自然災害対策等の取組に必要な経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	81	
	地域活性化	移住者を確保したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業			○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	82	
	地域活性化	学生と一緒に地域活動がしたい	県	中山間地域活力創出若者活動支援事業				○	県内外の大学生等の団体が、中山間集落で活性化に繋がる活動やその報告、提言、助言を行ったり、大学祭等で集落の特産品PRなど集落の魅力発信をするために必要な経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	83	
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に取り組みたい。	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○		農山村等が企業・団体等及び市街地公民館等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道等の農業用施設の地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組みを支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	84	
	地域資源の活用	産業活動を拡大したい	国・県	元気な里山応援事業	○	○	○	○	中山間地域等における、農産物、水、エネルギーなど地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動(農林水産業)の拡大、地域の魅力づくりを目指す取組を支援。	農業振興戦略監とっとり農業戦略課 0857(26)7256	85	
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	72	
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー利活用支援事業				○	農協や土地改良区、農村集落等が太陽光又はマイクロ水力発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	86	



# 平成27年度 主要施策[農林水産業の推進]

※平成26年度経済対策補正事業含む

平成27年4月現在

施策テーマ	主要事業	事業の概要	
10年後を支える多様な担い手が活躍できる環境の整備	<b>新</b> 次世代を担う農業人材育成研修事業 〔25, 686千円〕 <経済対策>	新規就農者の確保・育成のため、農業大学校を核とした研修機能の強化を目指し新たな研修コースを設置	
	<b>継続</b> 新規就農者総合支援事業 〔501, 829千円〕 <経済対策>	新規就農者の機械・施設整備への助成、初期負担軽減のための各種交付金支給など新規就農者のニーズにあわせた段階的な支援	
	<b>新</b> 今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業〔7, 177千円〕	女性農林水産事業者の能力アップや働きやすい環境づくりなど女性が中心となる担い手に育ていくための支援	
	<b>継続</b> 集落営農体制強化支援事業 〔40, 472千円〕	新たな集落営農の組織化及び組織が利用する水田営農用機械・施設の導入に対する支援	
	<b>継続</b> 農地中間管理機構支援事業 〔337, 397千円〕	農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・集約化への支援	
産地力アップによる農業所得の向上	<b>新</b> 園芸産地活力増進事業 〔102, 446千円〕	発展・成長タイプ	すいかや白ねぎ等の主力産地を維持、発展させるために、JAが導入、普及する機械や簡易な施設の整備を支援
		中山間地域等特産物育成タイプ	小規模でも、地域の特性を活かした特産物を育成する取組を支援
		経営多角化タイプ	主食用米の生産が経営の柱となっている農家に対し新たに園芸作物(加工業務用野菜を含む)を導入する際の支援
	<b>継続</b> 鳥取梨生産振興事業 〔148, 229千円〕	梨新品種の新甘泉・秋甘泉の生産拡大、機械の共同利用、戦略的な出荷による価格安定などを支援	
	<b>新</b> 果樹等気象災害対策事業 〔8, 000千円〕	果樹等の気象災害を防止する施設整備を支援	
	<b>拡充</b> みんなでやらいや農業支援事業 〔322, 395千円〕	市町村中心に行う地域農業を核とした地域活性化の取り組みや意欲的な農業者の経営発展の取り組みを支援	
	<b>新</b> 鳥取和牛振興総合対策事業 〔96, 750千円〕	高能力種雄牛を軸とした、和牛の増頭、改良、販売対策を行い、生産基盤強化及び「鳥取和牛」ブランドの向上を図る	
	<b>新</b> 鳥取県和牛振興戦略基金 〔8, 398千円〕	和牛の増頭及び改良など将来の和牛振興に向けた事業の経費に充てるため、精液販売収入等を基金に積み立て	
<b>新</b> 畜産酪農クラスター推進事業 〔500千円〕 <経済対策>	畜産農家とコントラクターや飼料メーカーなどの関係者による畜産クラスター協議会の設立及び準備を支援		
とっとりフードバレー(豊かな食と技術の集積地)の形成	<b>拡充</b> 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業〔50, 227千円〕	協定を結んでいるドール等と連携して市場の拡大を図るとともに、物産展・商談会等の開催により輸出に取り組む事業者への支援充実を図る	
	<b>拡充</b> 6次化・農商工連携支援事業 〔79, 856千円〕	6次産業化、農商工連携に取り組む農林漁業者等が整備する施設、機械整備などを支援	
	<b>継続</b> 鳥取フードコンソーシアム推進事業 〔1, 955千円〕	民間事業者や農林水産団体、商工団体、金融機関等で構成する「鳥取フードコンソーシアム」で情報共有を促進	
	<b>継続</b> 「食のみやこ鳥取県」首都圏メディアキャンペーン事業〔73, 226千円〕	首都圏における集中的なメディア展開を行い県産農林水産物のブランド形成、販路拡大を図る	
	<b>継続</b> きのこ王国とっとり推進事業(原木しいたけブランド化推進事業)〔25, 502千円〕	原木しいたけのブランド化を推進するため、生産体制の整備、原木の安定確保、生産者の育成確保を支援	

施策テーマ

主要事業

事業の概要

農とともに生きる鳥取県の実現  
(地域の農業を元気に！)

新	元気な里山応援事業 〔15, 885千円〕 <経済対策>	地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動の生産拡大及び農観連携による地域の魅力づくり活動などを支援
継続	農地・水保全活動交付金事業 〔852, 492千円〕	地域内の農業者等が共同で取り組む営農活動や地域活動に対する支援
拡充	農地を守る直接支払事業 〔909, 589千円〕	中山間地域等において、協定に基づいて5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対し助成
拡充	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業〔17, 481千円〕	中山間地域において、企業、市街地公民館及び農山村ボランティアなどによる農地や農業用水路等の保全活動を支援
拡充	ため池防災減災対策推進事業 〔40, 000千円〕 <経済対策含>	ため池の調査点検やハザードマップの作成、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から支援
拡充	鳥獣被害総合対策事業 〔175, 198千円〕	野生鳥獣による農作物等への被害減少に向け、侵入防止柵や捕獲等の対策を支援

森が活きる  
～森林を守り育てていく～

拡充	造林事業 〔779, 883千円〕	森林の有する多面的機能の発揮のため、植栽、間伐等の森林整備に対し支援
継続	間伐材搬出等事業 〔690, 000千円〕	適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材の搬出に対して支援
継続	ナラ枯れ対策事業 〔88, 842千円〕	カシノナガキクイムシによるナラの集団的な枯損被害の拡大防止のため、伐倒破碎、薬剤くん蒸等による駆除を実施
新	鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業〔1, 680, 000千円〕 <経済対策>	路網や林業機械の整備、間伐の実施、木材加工施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組を支援

木が活きる  
～木を使って地域が循環する～

新	子育て施設木づかい推進事業 〔80, 000千円〕 <経済対策>	県産材の利用推進と木育・子育て環境充実のため、幼稚園等の内装等の木質化を支援
拡充	県産材の利用推進による林業・木材産業活力創生事業〔14, 000千円〕	県産材の新たな付加価値化を図るため、全国や海外への販路拡大に向けた取組を支援
継続	木質バイオマス燃料供給支援事業 〔22, 000千円〕	木質バイオマス発電所の安定的な燃料供給体制を構築するため、原木の生産及び搬出に必要な経費の一部を支援

人が活きる  
～森林を舞台に人が育つ～

継続	緑の仲間づくり推進事業 〔1, 938千円〕	「とっとり緑の仲間の集い」の開催や青年林業者のグループ活動を支援
拡充	鳥取県版緑の雇用支援事業 〔104, 383千円〕	林業事業者のOJT研修に必要な経費を支援

未来へつながる  
持続的水産業の確立

新	浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト事業〔7, 536千円〕	県産魚の消費拡大と魚価向上のため、消費者ニーズの把握、魚食普及の取組を支援
新	省エネ漁業推進事業 〔31, 800千円〕	魚価低迷や燃油価格高騰等により経営が悪化している漁業者の省エネによる経営改善に対して支援
拡充	資源増殖推進事業 〔10, 600千円〕	栽培漁業のビジネス化への支援や資源管理の促進によって、漁場資源の増進を強化
新	砂浜域海水井戸開発試験 〔4, 710千円〕	県内の砂丘海岸から井戸海水を取水する方法を開発し、陸上養殖への企業参入を推進
新	沖合漁業漁船代船建造支援事業 〔制度〕	沖合漁業の維持存続を図るため、国の制度を活用し、船主負担の一部を助成する市町に対して県が支援
拡充	漁業就業者確保総合対策事業 〔52, 671千円〕	高齢化と後継者不足の進む漁村の活性化を図るため、新規就業者の受入れ体制、指導体制等を整備、強化

林業・木材産業の成長産業化

# 鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業

※注意※ 以下の内容は平成27年4月時点のものであり、研修生の要件、研修の流れについて、一部見直しを予定しています。

## 事業の目的

県内での自営就農を希望するIJUターン者、県内在住者を対象に、県内の農業法人、農家等で就農に必要な実践的研修を行い、本県の農業・農村の担い手の育成を図ります。

## 事業実施主体

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 (研修実施経費については県が補助)

## 事業概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

【研修期間】 1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)

【身分・保障】 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構において研修生として雇用し、給与等を支給

給与 月額 120,000円 住居・通勤手当等 月額 33,000円(上限)

※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

## 研修生の募集・要件

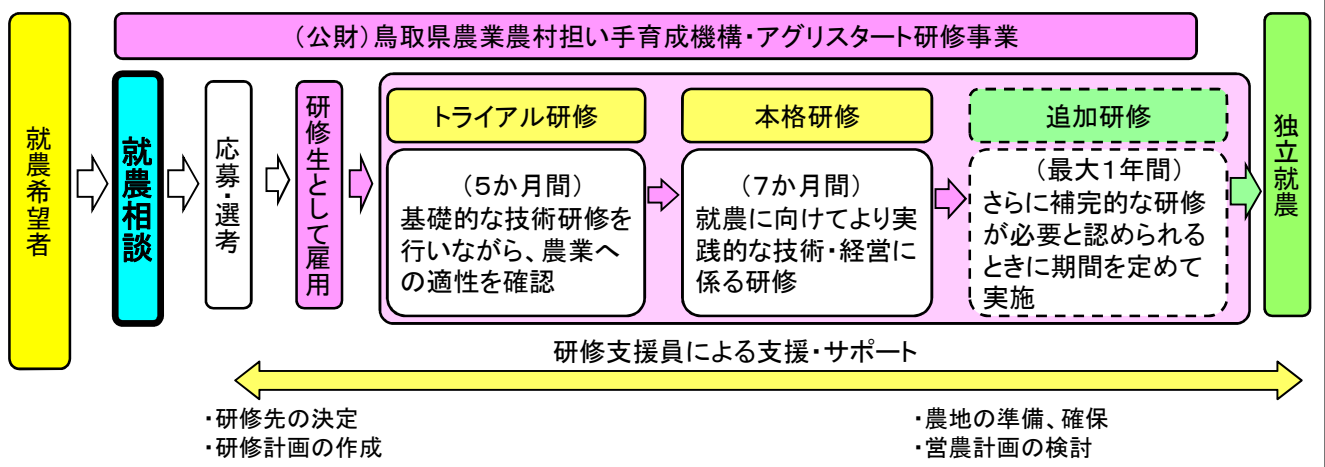
研修生の雇用にあたっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の研修生の募集(年1回)し、選考を行います。

【研修生の要件】

- 鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること
- 農業就業が可能な健康状態であること
- 過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者
- 普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること

(注)応募にあたっては、事前に鳥取県農業農村担い手育成機構への相談が必要です。  
募集予定時期、事前相談などについては、下記の担当部所に問い合わせてください。

## 研修・就農までの流れ



担当部所	所属	電話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
	西部支所	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

# 市町村農業公社等就農研修支援事業

## 事業の目的

本県での就農を希望する者を県内外から確保し、これら新規就農希望者に栽培指導や農業経営研修等の就農研修を行う団体への助成を通じ、本県農業の担い手としてふさわしい人材として育成、本県への定着推進を支援します。

## 事業実施主体

(一財)鳥取市農業公社、(一財)岩美町農業振興公社、(一財)エナジーにちなん、鳥取中央農業協同組合など市町村農業公社等の農地利用集積円滑化団体

## 事業概要

事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成に係る実践研修に係る経費を支援します。

- 【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 月額最大145,000円  
②新規就業者に支払う手当等に対する助成 月額最大 33,000円

## 主な要件

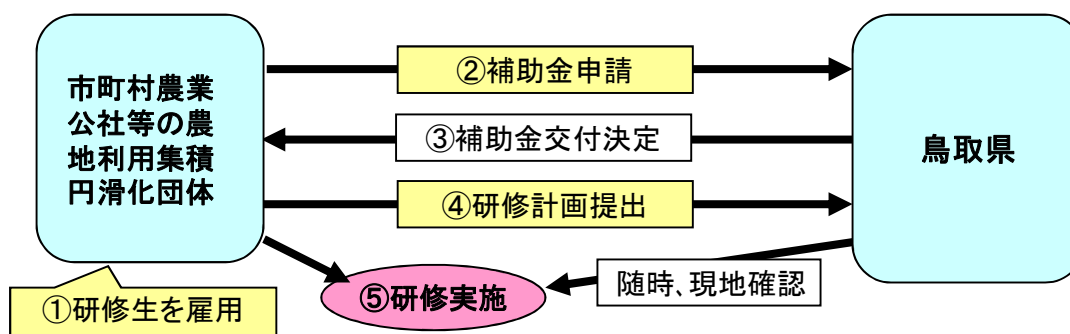
### 【研修実施主体の要件】

- ・新たに農業に就くことを希望する者を雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。
- ・研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者を明確にすること。
- ・研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。
- ・過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ・研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。
- ・おおむね6か月以上の研修を実施すること

### 【研修生の要件】

- ・就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに円滑化団体に採用された者又は知事が別に定める日以降に採用された者であること。
- ・農業の経験がない又は過去の研修期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

## 事業の流れ



担当	所属	電話
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

# 新規就農者総合支援事業

## 【就農条件整備事業】

### 事業の目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

### 対象者

認定新規就農者

### 支援の内容

新規就農者の就農時及び就農から3年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成

### 補助金額・補助率

10万円以上(消費税額を含む)の農業用機械・施設 (※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

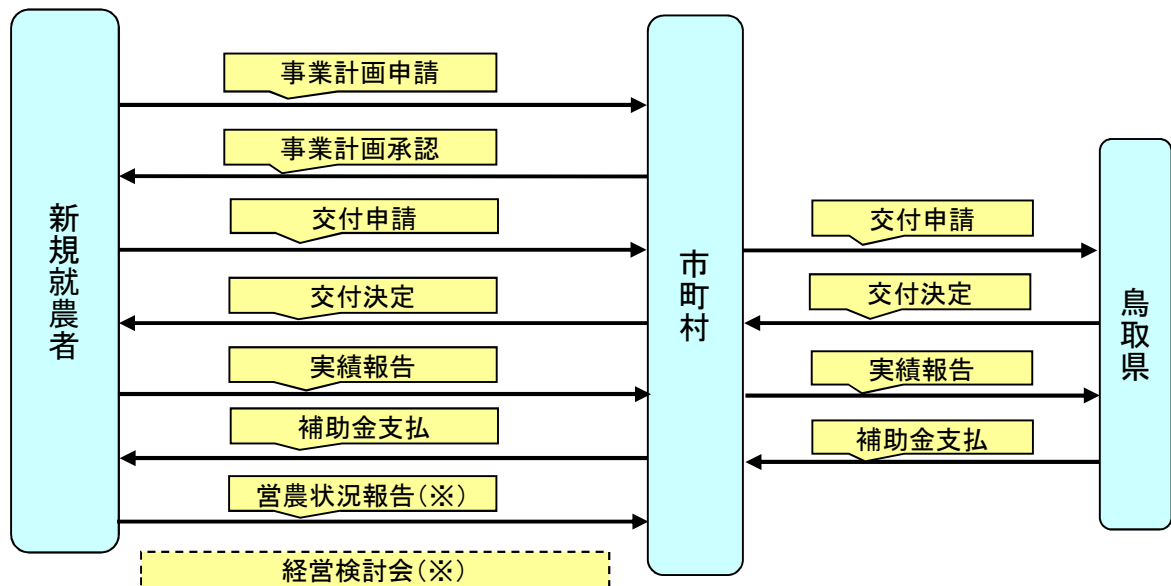
【補助率】 1/2(県:1/3、市町村:1/6) 【補助対象事業費上限】 1,200万円(3年間の合計)

【助成期間】 最大3年間

### 注意事項等

- ・ 補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 補助を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ この補助金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	” ” 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	” ” 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003



# 新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(準備型)】

## 事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

## 対象者

鳥取県が指定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける者で、就農予定時の年齢が45歳未満の者。

## 支援内容及び補助率

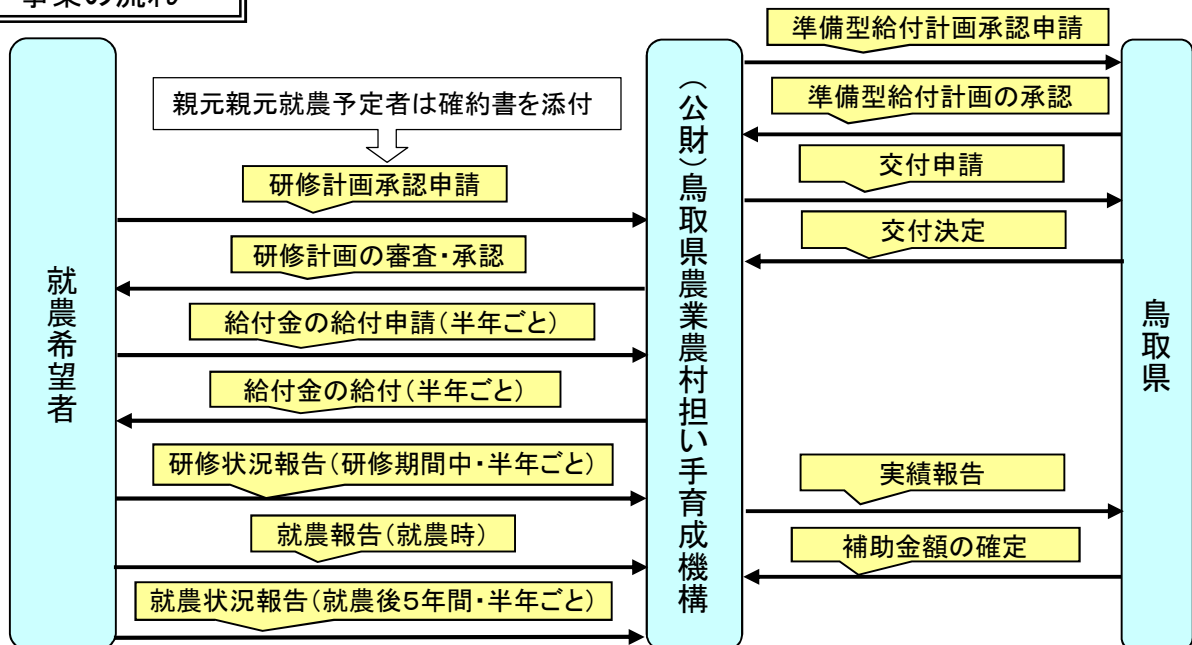
【支援内容】研修期間中(最長2年間)に150万円/年の給付金を給付する。

【補助率】国10/10

## 注意事項等

- ・ 給付金の給付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 研修期間中及び研修終了後5年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・ 研修終了後1年以内に就農しなかった場合や、給付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合、親元就農者が確約書の内容を実行しなかった場合には、給付金の全額を返還していただきます。また、適切な研修を行っていない場合や、上記の報告を行わなかった場合、虚偽の申請を行った場合にも給付金を返還していただきます。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

## 事業の流れ



担当部所	所 属		電 話
	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取本部	0857-26-8349
	"	米子本部	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課		0857-26-7261

# 新規就農者総合支援事業 【青年就農給付金(開始型)】

## 事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

## 対象者

原則45歳未満で独立・自営就農した者で、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

## 支援内容及び補助率

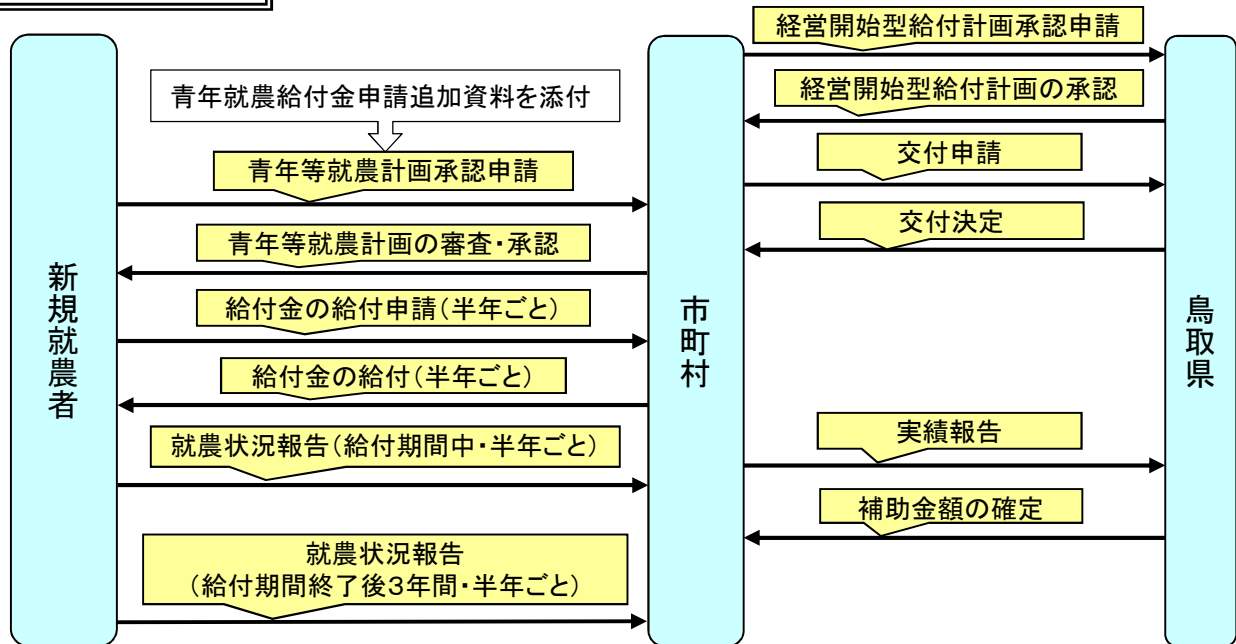
【支援内容】独立・自営就農後(最長5年間)に150万円/年の給付金を給付する。

【補助率】国10/10

## 注意事項等

- ・ 給付金の給付を受けるためには、青年等就農計画を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 給付期間中及び給付期間終了後3年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ 上記の報告を行わなかった場合や、虚偽の申請を行った場合、親族から貸借した農地を主に経営を行っている者が給付期間中に農地の所有権を移転しなかった場合には、給付金を全額返還していただきます。
- ・ 給付期間中に農業経営を休止又は中止した場合や、適切な農業経営が行われていない場合には給付停止となり、それ以降の給付金を返還していただきます。
- ・ 前年の総所得(給付金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて給付額を減額します。また、前年の総所得(給付金を除く)が350万円以上となった場合は、給付停止となります。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

## 事業の流れ



担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
		農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003



# 新規就農者総合支援事業

## 【就農応援交付金】

### 事業の目的

新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

### 対象者

認定新規就農者

### 支援の内容

就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、使途の定めのない交付金を交付。

### 補助金額・補助率

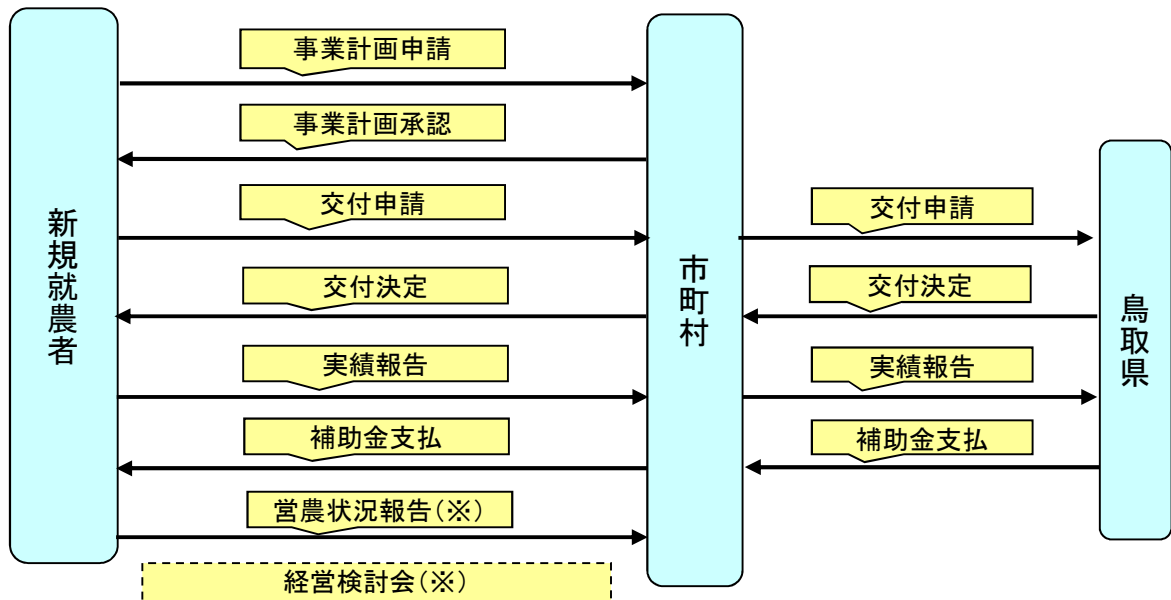
【補助率】 10/10 (県:2/3、市町村:1/3)

【助成期間】 最大3年間(1年目:100,000円 2年目:65,000円 3年目 40,000円)

### 注意事項等

- ・ 交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・ 青年就農給付金(経営開始型)を受給される方は対象外です。
- ・ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	“ “ 八頭事務所	0858-72-3816	“ “ 日野振興センター日野振興局	0859-72-2003
	農林業振興課農業振興室		農林業振興課農業振興室	

# 新規就農者総合支援事業 【親元就農促進支援交付金】

## 事業の目的

認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進し、農業経営の継続的な発展と地域農業の担い手としての定着を図ることを目的として交付する。

## 対象者

認定農業者等

## 支援の内容

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

## 補助金額・補助率

【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3） 【助成期間】 最大2年間（10万円/月）

## 主な要件

### 【対象者（農業経営主）の主な要件】

次のいずれかに該当すること

- ① 認定農業者、② 市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者
- ③ 地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者

### 【研修生（親元就農者）の主な要件】

- ・対象者（農業経営主）の3親等以内の親族で、将来その経営を継承する予定の者であること
- ・申請時の年齢が55歳未満であること

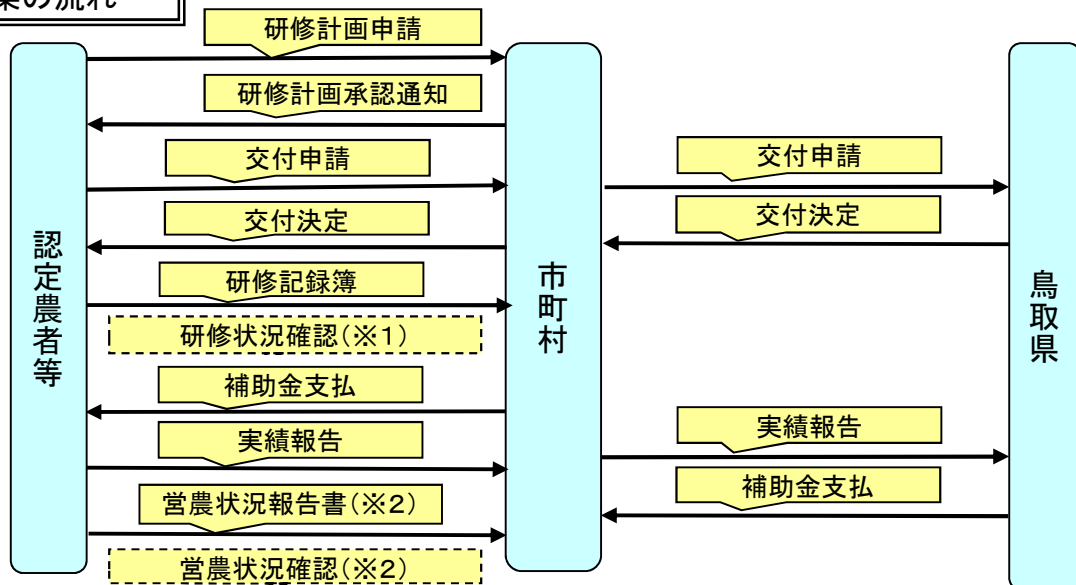
### 【その他】

- ・農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定等が締結されていること
- ① 経営継承の時期、② 経営継承に向けた研修の実施、③ 青色専従者給与等の支払い、④ 後継者の役割
- ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること
- ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと

※ 適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。

※ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 事業の流れ



※1: 研修期間中、半年ごとに関係機関で面談等により研修状況を確認。

※2: 研修終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年毎に営農状況を確認。

担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816	日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

# 鳥取県版農の雇用支援事業

## 【新規就業者早期育成支援事業】

### 事業の目的

規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行われる農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者の早期育成を支援する

### 対象者

農業法人等

### 支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

### 補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】

1年目: 145,000円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目: 97,000円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

3年目: 50,000円/月

【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円所得向上する計画を作成)

### 主な要件

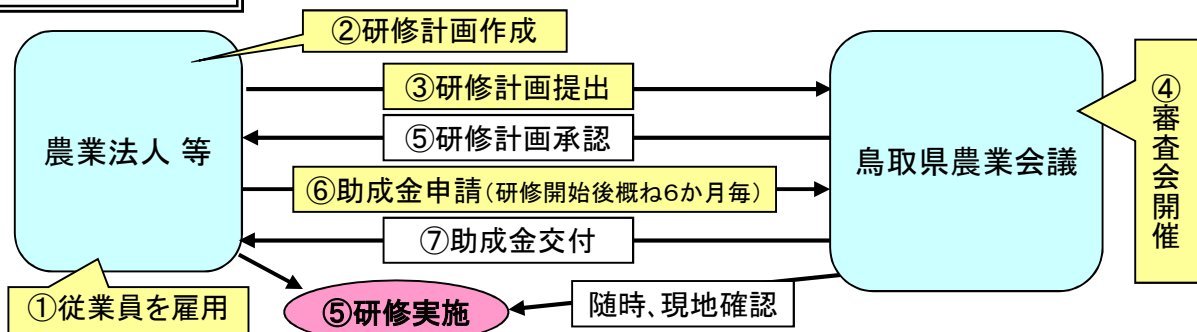
#### 【受入する農業法人等の主な要件】

- ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出)
- ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること
- ◆ 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること
- ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること
- ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ◆ 国の青年就農給付金の給付対象者でないこと

#### 【新たな従業員の主な要件】

- ◆ 正社員として雇用され、就業している者
- ◆ 経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)
- ◆ 過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談
- ◆ 県内在住者(予定を含む)であること
- ◆ 過去に本事業に採択されていないこと
- ◆ 国の青年就農給付金、県の就農応援交付金の支給対象者でないこと

### 事業の流れ



	所 属	電 話
担 当 部 所	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 八頭事務所農林業振興課	0858-72-3816
	中部総合事務所農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 日野振興センター農業振興課	0859-72-2003

# 鳥取県版農の雇用支援事業 【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】

## 事業の目的

県産農林水産物を使用した加工食品の新たな開発や生産規模の拡大等を検討されている食品加工業者に対し、新規就業者の早期育成のための研修経費等を助成する。

## 対象者

食品加工業者

## 支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

## 補助金額・補助率

【補助率】 10/10      【助成期間】 最大1年間  
 【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 月額最大144,000円  
 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 月額最大 33,000円

## 主な要件

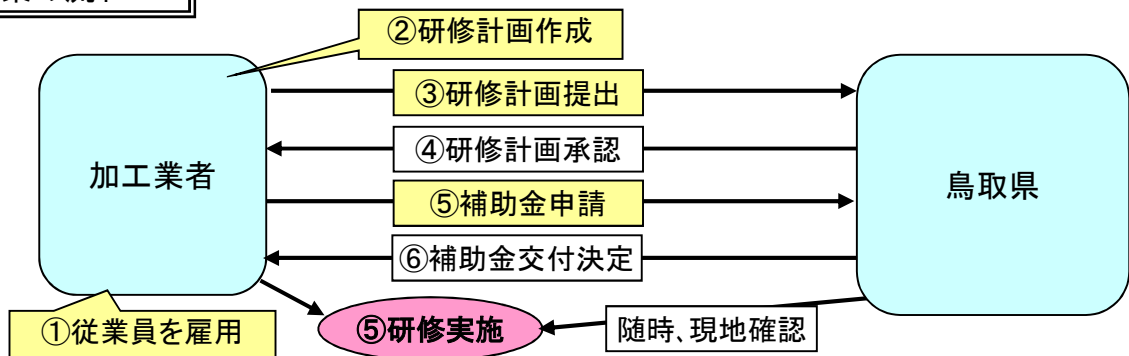
### 【受入する食品加工業者の主な要件】

- ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること
- ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること
- ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと
- ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること
- ・新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、①～③のいずれかに該当すること（鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件）
  - ①原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
  - ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
  - ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

### 【新たな従業員の主な要件】

- ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ・就業に必要な健康状態であること。
- ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の食品加工業者で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

## 事業の流れ



問い合わせ先

農林水産部 経営支援課

0857-26-7261

## 鳥取県版農の雇用支援事業 【農林水産コラボ研修支援事業】

### 事業の目的

雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む)等を行う事業に助成する。

### 対象者

農業法人等の経営体、食品加工業者等

### 支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

### 補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】 1年目:月額145,000円、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目:月額100,000円、住居通勤手当支援 33,000円/月

### 主な要件

#### 【受入する対象者の主な要件】

以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。  
(農林水産業分野以外の研修期間は助成の対象外)

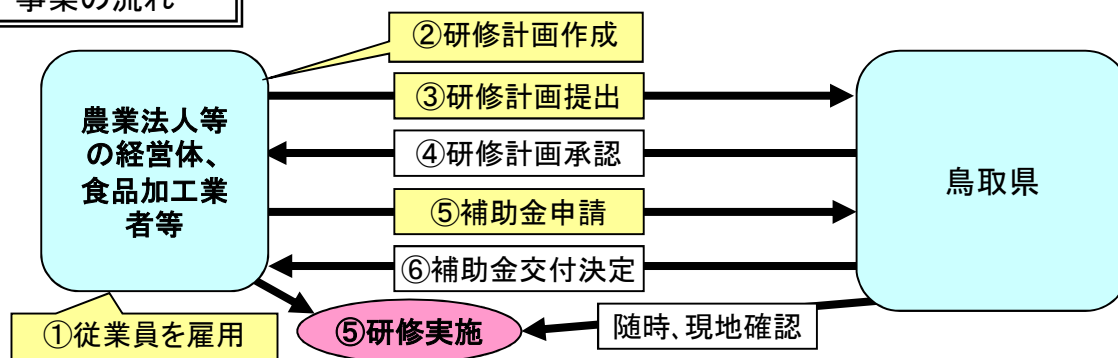
- ◆通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。
- ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。
- ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆食品加工業者の場合、新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。

#### 【新たな従業員の主な要件】

本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ◆就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ◆新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ◆就業に必要な健康状態であること。
- ◆過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、農業、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の農業法人等・食品加工業者等で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。

### 事業の流れ



	所 属	電 話	所 属	電 話
担 当 部 所	農林水産部経営支援課	0857-26-7261	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	“ “ 八頭事務所	0858-72-3816	“ “ 日野振興センター	0859-72-2003
	農林業振興課農業振興室		農林業振興課農業振興室	



# みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)

## 事業の目的

意欲的な農業者等が行う規模拡大や低コスト化などの経営改善に向けた取り組みを支援する。

## 対象者

農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)



## 支援の内容

農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する。

※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※生産拡大などに必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業(畜産含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外。

## 補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/3、市町村1/6)

【単年度補助上限額】 農業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人7,000千円

任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

※新たに雇用し、かつ、継続雇用が見込める場合:県補助率1/2、上記単年度補助上限額×3/2

## 主な要件

○プランの内容(以下のいずれかに該当するもの)

・認定農業者の取組であること

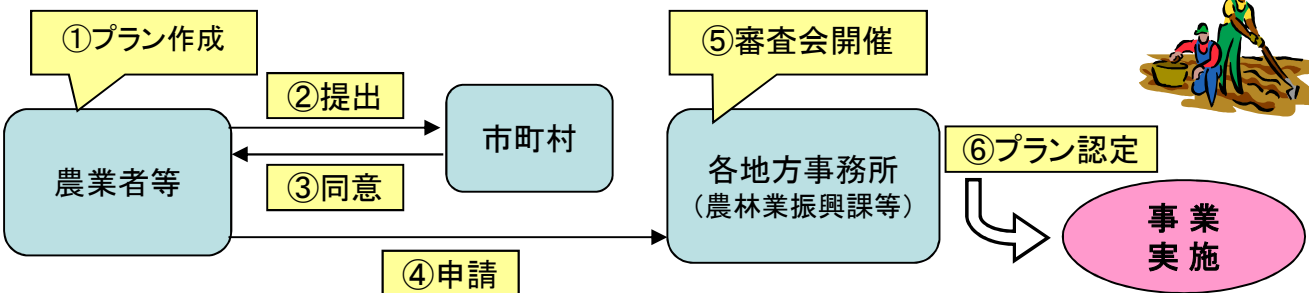
・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること

・雇用増につながる取組であること

・省エネルギー対策に係る取組であること(主業農家の取り組みであり、エネルギー消費量10%以上の削減)

※他の補助事業で対応できるものは除きます。

## 事業の流れ



## 担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

あぐり  
とっとり農ビジネス研修

事業の目的

意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援する。

研修対象者

経営革新、発展を目指し、意欲的に事業に取り組む認定農業者等  
※農業を営む法人の構成員も対象とする。 ※新規就農者は対象外。

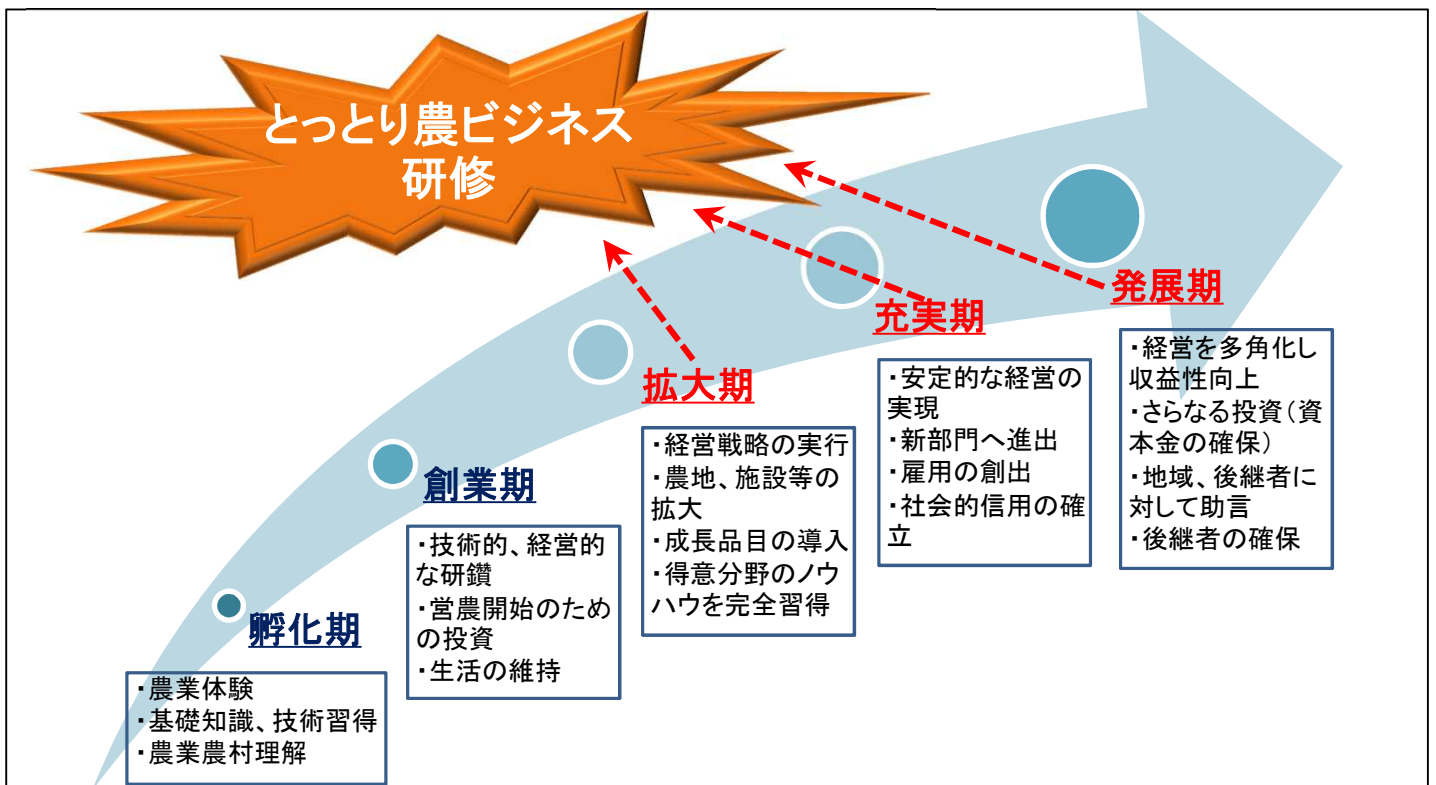


研修内容

- ・経営管理(経営計画、分析手法など)
- ・財務、労務管理      ・経営者意識の醸成      ・マーケティング
- ・新しい農林水産業の取り組み(輸出、農商工連携、6次産業化など)      など

研修の概要(予定)

- 【開催時期】      10～12月
- 【開催日数】      10日間(週1回、2コマ/回、2時間/コマ)
- 【募集人数】      20名程度



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589



# 農業法人設立・経営力向上支援事業

## 事業の目的・内容

農家戸数の減少や後継者不足、従事者の高齢化等の急速な進行に対応し、農業経営の安定・発展をめざす個別の経営体や集落営農組織の法人化を加速し、法人化後の経営安定に対して支援することにより、持続的な農業経営を育成し、地域農業の維持発展を図る。

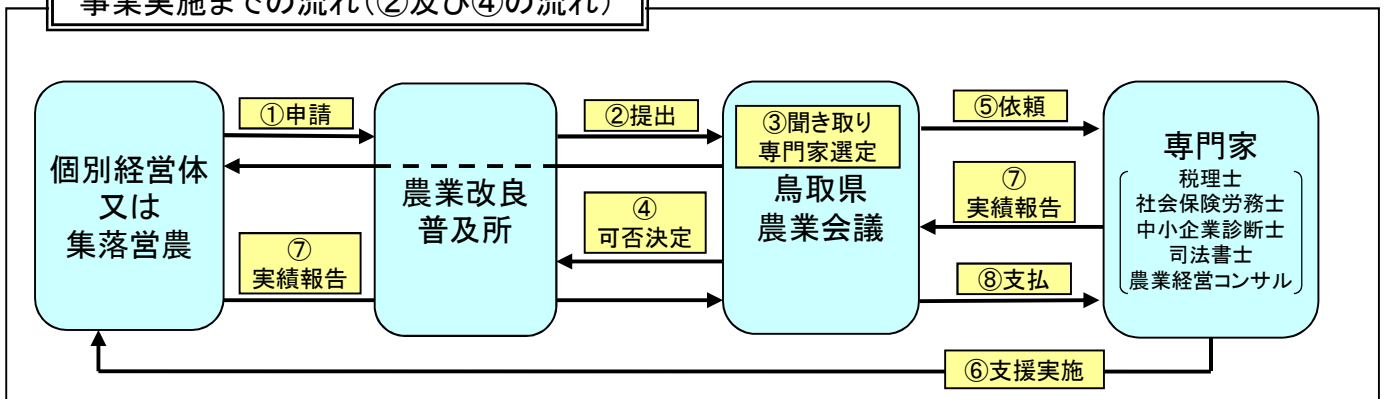
## 事業の概要

区分	実施主体	支援内容
①法人設立研修事業 （【再掲】とっとり農ビジネス研修事業の一部）	選考審査会で決定する業者	法人化を目指す法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者（以下「農業者」という。）及び集落営農組織に対して、法人設立に関する基礎知識の研修を実施する。
②法人設立時のスペシャリスト派遣 〔設立後1年程度まで〕	鳥取県農業会議	法人化を目指す農業者及び集落営農組織等に対して経営の実態に応じて法人設立から設立後初期段階までの助言を行う税理士等の専門家を派遣する。
③法人設立への助成	鳥取県農業会議 又は市町村	個別経営体※又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額40万円を助成する。 集落営農組織の法人化の前提となる組織化に対しては、定額の20万円を助成する。※個別経営体の法人化のみ鳥取県農業会議から助成、その他は市町村
④法人設立後フォローアップ事業	鳥取県農業会議	法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を新たに設置する。
⑤法人経営安定化への支援	鳥取県農業会議	経営の改革、発展を目指す法人の組織運営や経営の改善について、会計士等の専門家による相談・助言やコンサルティングを実施する。
⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催	鳥取県農業会議	農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施する。
⑦法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置	鳥取県農業会議	農業経営の法人化を目指す農業者及び集落営農組織等の相談に対応するための窓口を設置し、アドバイザーによる相談活動を実施する。

## 事業の要件

②又は③（個別経営体の法人化に限る）の支援を受ける場合、①の研修を受講することが申請の要件となる。

## 事業実施までの流れ（②及び④の流れ）



担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農業会議	0857-26-8371
	農林水産部経営支援課	0857-26-7276
	各農業改良普及所、各市町村農業委員会	

# 経営体育成支援事業

## 事業の目的

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等が行う農業用施設・機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手、集落営農組織等の経営発展を支援する。

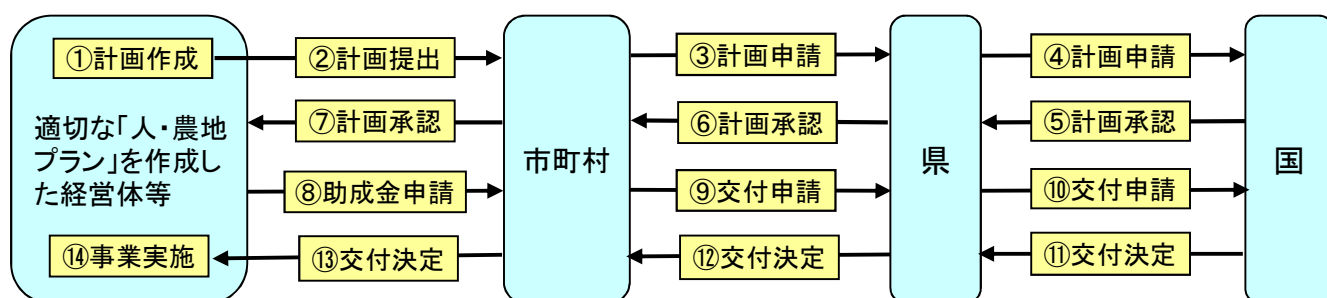
## 事業の概要

区分	事業実施主体	内容	補助対象
融資主体型補助事業	・適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 ・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者	金融機関から融資を受けて、農産物の生産、加工、流通等のための施設・機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。 【補助率】 3/10又は融資額のいずれか低い額(上限3,000千円)	農業用機械施設等の導入
条件不利地域型補助事業	・農業生産法人 ・集落営農組織等	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成する。 【補助率】 1/2又は1/3(上限40,000千円)	・農業用機械施設等の導入 ・簡易な基盤整備
追加的信用供与補助事業	県農業信用基金協会	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用を補てんするための経費を助成する。	

## 主な要件

- ①「経営体育成支援計画」を作成していること
- ②適切な「人・農地プラン」を作成していること又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けていること(融資主体型補助事業)

## 事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 〃 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

# アグリビジネス企業参入総合支援事業 【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】

## 事業の目的

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を図るために農業参入する企業等を参入検討段階から支援する。

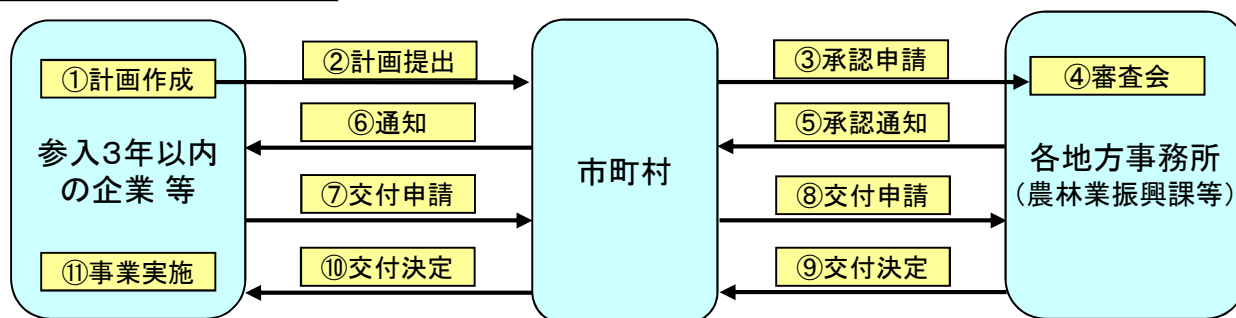
## 事業の概要

区分	対象者	内容	補助対象	補助率
農業経営検討事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	参入準備や参入初期段階での支援 【補助上限】 1,000千円	先進地視察、技術研修、試験栽培等の経費	事業費の1/3以内を補助する。 (市町村は任意負担)
農業経営開始・推進事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	農業経営の開始又は推進のための支援 【補助上限】 5,000千円(知事特認:15,000千円、特認要件:新規雇用10人以上)	機械・施設の整備又はリースに係る経費	

## 主な要件

- ① 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ② 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること
- ③ 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること
- ④ 過去に法令違反その他の不祥事がないこと

## 事業実施までの流れ



担当部所	相談窓口	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	〃 〃 東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
	中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

# 機構集積協力金交付事業

## 事業の目的

農地中間管理機構(以下:機構)に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を進める。

## 事業概要及び対象者等

### (1) 地域集積協力金交付事業

#### 【交付対象者】

農地の一定割合以上を機構に貸付けている地域  
 ※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の区域

#### 【交付単価(上限)】

地域の農地面積に占める機構への貸付面積の割合 2割超5割以下 : 2.0万円/10a ※左記はH26~27年度の単価。  
 " 5割超8割以下 : 2.8万円/10a 以降H30年度までに段階的  
 " 8割超 : 3.6万円/10a に単価は下がる。

### (2) 経営転換協力金交付事業

#### 【交付対象者】

- ① 経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

#### 【交付要件】

対象となるすべての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地のうち一筆以上が機構から受け手に貸付けられること

#### 【交付単価(上限)】

- (ア) 0.5ha以下 : 30万円/戸  
 (イ) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸  
 (ウ) 2.0ha超 : 70万円/戸

### (3) 耕作者集積協力金交付事業

#### 【交付対象者】

- ① 交付対象農地が自作地の場合: 交付対象農地を機構に対し貸付けた農地所有者
- ② 交付対象農地が貸借地の場合: 農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に当該農地を借り入れて耕作していた者(合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前である場合に限る。)

#### 【交付対象農地】

- ① 以下の農地に隣接する農地
  - ・ 機構が借り受けている農地等
  - ・ 公表された借受希望者公募情報に記載された、借受希望者が経営する農地
- ② 一連の農作業の継続に支障が生じない農地 ※原則2筆以上の農地

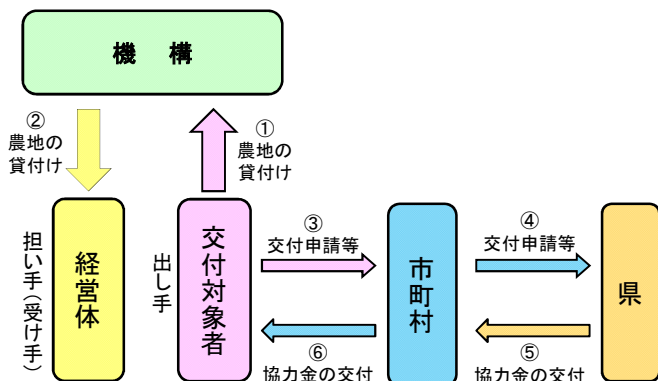
#### 【交付要件】

機構へ交付対象農地を10年以上貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること

#### 【交付単価】

2万円/10a

## 事業実施までの流れ



## お問い合わせ先

担当部所	電話
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
" " 八頭事務所 農林業振興農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
" " 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

# 今こそ農林水産業に女性の力を！ 自主参画推進事業

## 事業の目的

農林水産業へ従事する女性の経営参画を進めるため、女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境づくり等の取組を支援します。

## 対象者

**女性団体：経営、起業の支援**  
**女性農林水産業者：技術や資格取得を支援**



## 支援の内容

### <女性団体向け>

(支援対象経費)

ヘルパー等確保費用、系愛コンサルティング、商品開発、  
販路開拓等、経営参画に資する取組みに必要な経費

①報償費 ②旅費 ③委託料 ④使用料 ⑤消耗品費 など

(補助金額・補助率)

1団体上限100万円(定額補助)

### <女性農林水産業者向け>

(支援対象経費)

農業簿記、農業機械士、野菜ソムリエ、小型船舶操縦士等の  
農林水産業の経営に必要な技術や資格の取得経費

①受験料 ②受講料 ③教材費 ④旅費

(補助金額・補助率)

1人年間上限15万円(1/2補助)



## お問い合わせ・ご相談先

県庁とっとり農業戦略課 電話0857-26-7388



# 集落営農体制強化支援事業

## 事業の目的・内容

小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などの支援を行います。

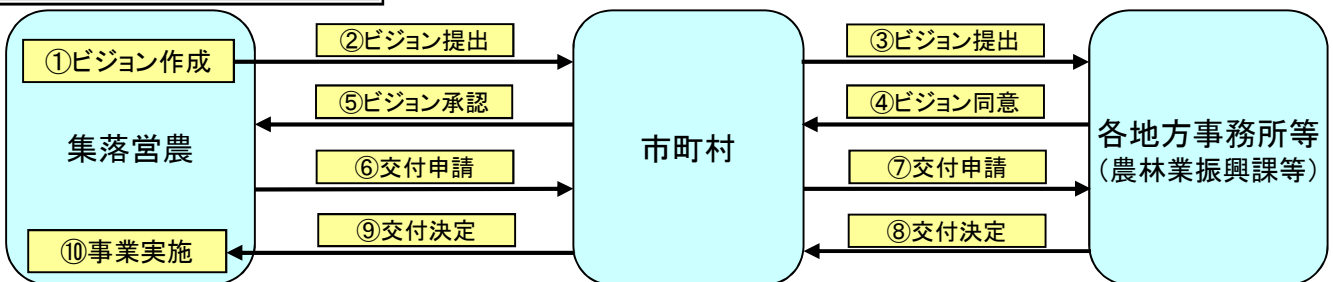
## 事業の概要

区分	実施主体	内容・補助対象経費	補助対象	負担区分
組織化支援 【実施期間】 (1地区 1年)	市町村・地域 農業再生(又は担い手育成)協議会	集落営農の意識醸成・合意形成 (1地区当たり上限額 100千円)	● 集落営農の組織化のために行う活動に対する謝金及び活動に要する経費(飲食費を除く)	県 2/3 市町村 1/3
経営多角化支援 【実施期間】 (1組織 1年)	集落営農組織	経営内容の多角化・経営力向上 (1組織当たり上限額 500千円)	● 高収益品目の新規導入に係る試作に要する経費 ● 直売、契約栽培等の実施に向けた事前調査、商談その他経営内容の多角化につながる活動に要する経費(飲食費を除く)	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2
機械施設整備支援 【実施期間】 (1組織 3年以内)	集落営農組織	農業用機械施設の導入・査定処分 (1組織当たり事業実施期間合計上限額 10,000千円(単独集落組織) 20,000千円(複数集落組織))	① 農業用機械及び附带施設の導入に要する経費(単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) ② 組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ③ オペレーター育成に要する経費	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2

## 事業の要件

- 集落営農の規約を締結する(している)こと
- 地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めた「集落営農ビジョン」を策定する(している)こと
- 人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること(組織化支援は除く。)

## 事業実施までの流れ



担当部所	所 属		電 話
	農林水産部経営支援課		0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課		0857-20-3557
	" " 東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課農業振興室		0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課		0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課		0859-31-9653
" " 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課農業振興室		0859-72-2006	

# 鳥取県産きぬむすめ等販売拡大支援事業 (担い手農家等販売対策支援事業)

## 事業の目的

米価の大幅下落、需要の減少等により米の販売環境が一層厳しくなっている中、意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取り組みを支援し、担い手農家等の所得向上と県産米の販売拡大を図る。

## 対象者

認定農業者、集落営農組織(共同販売経理を行っていること)、認定新規就農者

## 支援の内容

自ら生産した主食用米を直接販売する担い手農家等が、新規販路開拓や取扱量の拡大のために行う販売促進に必要な経費を助成する。

※試食宣伝等の実施、商談会への出展、販売資材等の作成 等

※主食用米であれば、品種不問

※試食、サンプル用の米代は対象外

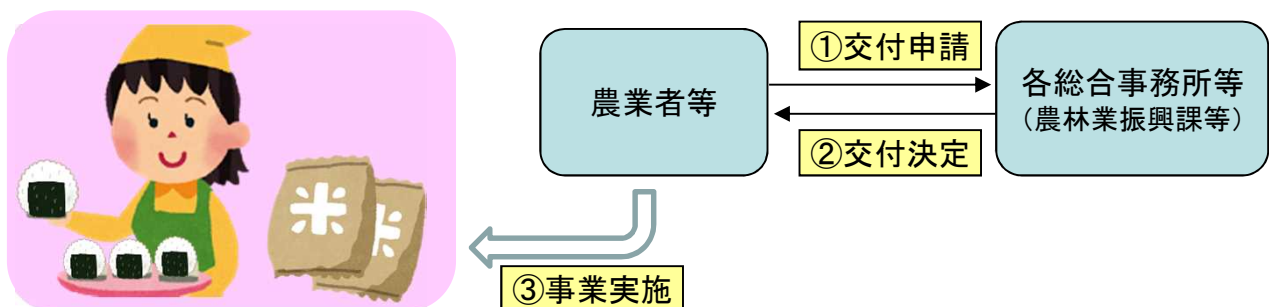


## 補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2以内

【補助上限額】1経営体当たり100千円

## 事業の流れ



## 担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006



# 経営所得安定対策等

## 事業の目的

諸外国との生産条件の格差による不利を補正し、農業経営のセーフティネット対策を実施することで担い手農家の経営安定を図るとともに、米・麦・大豆等の需要に応じた生産の促進と水田フル活用による食料自給率・自給力の向上、水田農業全体としての所得の向上を図る。

## 対象者

- ・販売目的で生産(耕作)する販売農家(法人を含む)、集落営農
- ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、27年産から対象者要件が変更され、認定農業者、集落営農および認定新規就農者が対象
- ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと



## 支援の内容

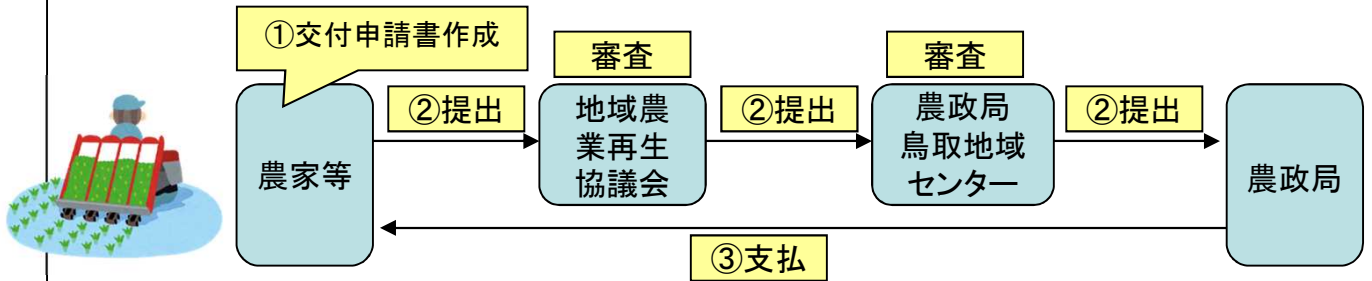
栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。

- ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- ③水田活用の直接支払交付金
- ④米の直接支払交付金

## 補助金額・補助率

内容に応じて、国から定額交付

## 事業の流れ



## 担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
市町村	各市町村地域農業再生協議会	
県	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
国	中国四国農政局鳥取地域センター	0857-22-3256
	” ” 米子支所	0859-22-0115

# 鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業)

## 事業の目的

抜群の甘さで人気の梨「新甘泉」に「秋甘泉」を加えて、甘泉シリーズの生産拡大を図る。

## 事業実施主体

- I : JA、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者  
 II : 市町村      III : JA、生産組織



## 支援の内容

- I : 「新甘泉」「秋甘泉」の植栽、果樹園整備を支援  
 II : 「新甘泉」「秋甘泉」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付  
 III : 生産組織を単位とした「新甘泉」「秋甘泉」の高接ぎの取り組みを支援

## 補助金額・補助率

### I : 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備に係る経費 : 県2/3補助  
 高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費 : 県1/2補助  
 ※果樹経営支援対策事業(国事業)で全面改植する場合は県1/6補助を上乗せ  
 ※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(果樹経営支援対策事業が活用出来る場合は県1/4補助を上乗せ)

### II : 育成促進対策

新植、全面改植した農業者への奨励金 : 200千円/10a (県1/2、市町村1/2)  
 間植え改植、高接ぎした農業者への奨励金 : 106千円/10a ( " )

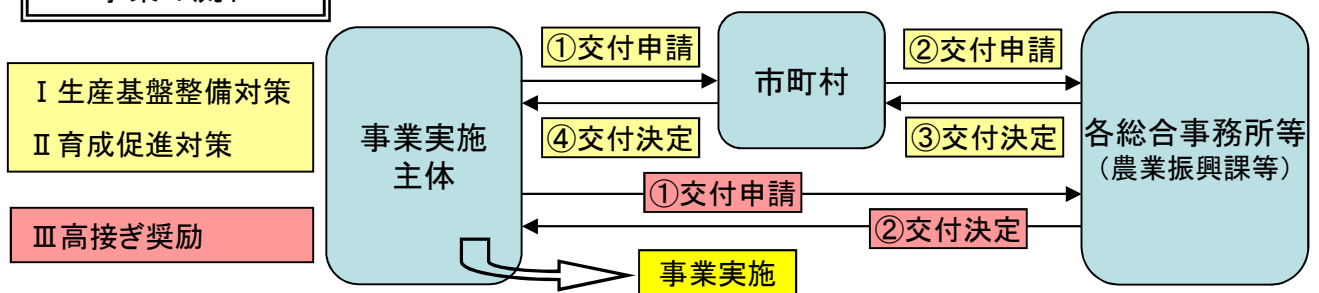
### III : 高接ぎ奨励

生産組織への一律奨励金 : 10万円  
 高接ぎ面積の実績による奨励金 : 一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

## 主な要件

- ア I, II は、事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上)、植栽密度が20本/10a以上の果樹園であること  
 イ I のSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと  
 ウ III の高接ぎでは、50a以上/年(生産組織の構成員の数により緩和措置あり)の取り組みであること

## 事業の流れ



担当部所  
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

# 鳥取柿ぶどう等生産振興事業（「輝太郎」特別対策事業）

## 事業の目的

早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図る。

## 事業実施主体

- I : JA、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者  
 II : 市町村 III : JA、生産組織



## 支援の内容

- I : 柿「輝太郎」の植栽、果樹園整備を支援  
 II : 柿「輝太郎」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付  
 III : 生産組織を単位とした柿「輝太郎」の高接ぎの取り組みを支援

## 補助金額・補助率

### I : 生産基盤整備対策

廃園対策による植栽、果樹棚整備等に係る経費 : 県2/3補助  
 植栽、高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費 : 県1/2補助  
 ※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助（果樹経営支援対策事業が活用出来る場合は県1/4補助を県上乗せ）

### II : 育成促進対策

新植、全面改植、高接ぎした農業者への奨励金 : 48千円/10a（県1/2、市町村1/2）  
 間植え改植した農業者への奨励金 : 24千円/10a（ " " ）

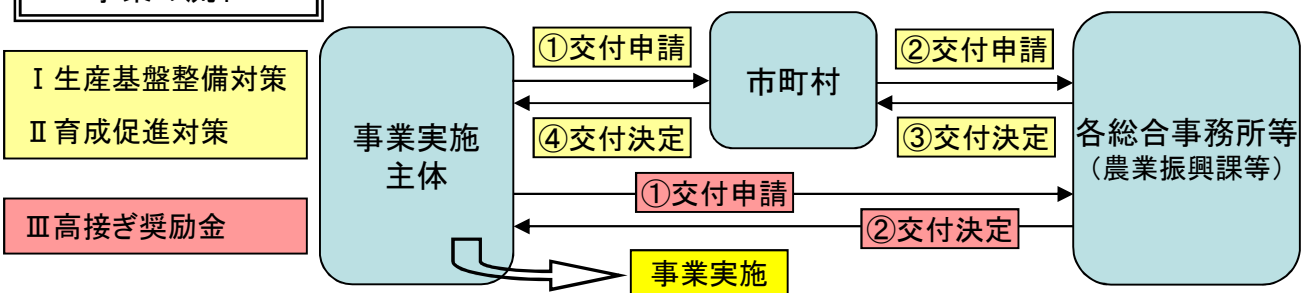
### III : 高接ぎ奨励金

生産組織への一律奨励金 : 5万円  
 高接ぎ面積の実績による奨励金 : 一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

## 主な要件

- ア I, IIは、事業箇所あたりの面積が3a以上（やらいや果樹園の場合は5a以上）、植栽密度が17本/10a以上の果樹園であること  
 イ IのSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと  
 ウ IIIの高接ぎでは、25a以上/年（生産組織の構成員の数により緩和措置あり）の取り組みであること

## 事業の流れ



**担当部所**  
**電話番号**

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

# 鳥取梨生産振興事業(梨生産拡大事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(柿ぶどう等生産拡大事業)

## 事業の目的

鳥取オリジナル梨新品種や産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を図る。

## 事業実施主体

I : JA、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者

II : 市町村

## 支援の内容

I : 植栽、果樹園整備を支援

II : 植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付

## 補助金額・補助率

### I : 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設(梨)、ハウス(ぶどう)の整備に係る経費 : 県1/2補助

高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、ハウス(ぶどうを除く)、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費: 県1/3補助

※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合は2/3補助

果樹経営支援対策事業を活用する場合は1/6を県上乗せ

### II : 育成促進対策

新植、改植、高接ぎを行った農業者へ育成経費相当額の奨励金 : 定額補助(県1/2、市町村1/2)



品目	奨励金の額(円/10a)		
	植栽・全面改植	間植え改植	高接ぎ一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000
かき	48,000	24,000	48,000
ぶどう	94,000	47,000	—
もも	47,000	24,000	47,000

## 主な要件

ア 対象品目・品種は、鳥取オリジナル梨新品種の夏さやか、なつひめ、優秋、瑞鳥、早優利、爽甘、及び各産地協議会が産地計画に掲げた振興品目・品種

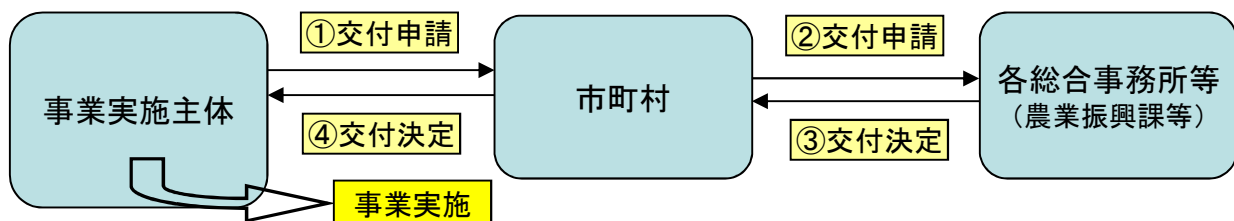
イ 事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上、ぶどうの場合は2a以上(やらいや果樹園の場合も同様))であること

ウ 植栽密度が10a当たり次の本数以上の植栽、果樹園への生産基盤整備であること

※なし:20本、かき:17本、ぶどう:12本、もも:18本

エ SSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

## 事業の流れ





担当部所  
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005